

損害賠償請求事件に関する和解について

1 調停について

申立人は、浅川小学校リ्यूージュ体験学習で一人乗りそりに乗って滑走中、コース壁面に左足を挟み、怪我及び後遺障害を負った事故において、安全配慮義務違反があったと主張し、学校設置者である長野市に損害賠償を請求されたもの。

※ 怪 我：左脛骨腓骨開放骨折

後遺障害：伏在神経断裂による同神経領域の重度パレステジア（強い痛みを伴う感覚異常）、皮膚の軟部組織損傷及び欠損による醜状障害

○平成29年1月27日 ボブスレー・リ्यूージュパークで事故発生

○平成31年2月25日 申立人が長野簡易裁判所に調停申立

申立人：法定代理人親権者父

法定代理人親権者母

相手方：長野市

賠償請求額：15,145,786円

2 調停の経過

平成31年4月8日 第1回調停

令和元年5月20日 第2回調停

令和元年6月26日 第3回調停（和解することに合意）

第3回調停において、調停委員からの和解案を基に申立人と協議した結果、遺失利益、慰謝料等を申立人に9月30日までに支払う。

○損害賠償額 8,500,498円

○既払金 2,358,171円（医療費給付額：258,171円、障害見舞金：2,100,000円）

○損害賠償額（残額）6,142,327円（万円未満を端数処理した額とする。）

○支払額（残額）614万円（全国市長会学校災害賠償保険で補てん予定）

※ 和解応諾について長野市9月市議会定例会にて議決を願う。

3 今後の予定

令和元年7月17日 臨時部長会議

令和元年7月22日 市議会政策説明会

令和元年7月31日 9月市議会定例会（和解応諾について議案を提出）

※ 市議会定例会で議決をいただいた後、正式な和解手続きを経て終了。